事例Ｑ&Ａ

解説編

公務災害Q&A

**A1**

**解説**

　腰や首は従来的な持病として抱えている方が少なくありません。従って発生原因が公務中の出来事によるものであることを詳細な説明により，明らかにする必要があります（理由について補償実施の手引P17　～　18参照　）

　認定請求書には，添付資料として，医師または歯科医師の所見，当該職員の健康診断の記録，既往歴等当該災害が公務または通勤により生じたものであるか否かを認定するために必要な事項を記載した資料を添付することとされています。

**A2**

**解説**

治療経費を負担すべき機関が異なります。公務・通勤災害該当であれば「地方公務員災害補償基金」が，そうでなければ共済組合が7割負担となります。前者による治療であった場合，共済組合としては職員に対し費用の返還請求ができるものと考えられます。

**A3**

**解説**（補償実施の手引　P54　参照）

1. 相手方の確認をする。

　住所・氏名・電話番号・年齢・勤務先・自賠責保険及び証書番号・任意保険加入の有無等

1. 警察への届出

　交通事故は届け出必須。後日事故証明への入手にもつながる。

1. 事故状況の確認

　現場の写真撮影や見取り図を作成しておく。記憶が薄れぬうちに経過を記録しておく。目撃者や協力者の確保も重要。後に当事者間でのトラブルとなった際，解決の有効な決め手となることも。

1. 救急車を呼ぶ

　軽い症状と思われても早急に診断を受ける。素人には理解できない重い症状であることも考えられる。また時間の経過とともに症状と事故との因果関係を明確にすることが困難になる。

1. （任意）加入保険会社へ連絡

　連絡先のわかる証明書等を車内に常備しておき，相手方の連絡先や現場に状況を的確に報告する。

1. 出費の記録

　後日，損害額確定のために領収書が必要となります。

**A4**

**解説**

該当します（補償実施の手引P145）。しかし加害行為が職務上得てしまった怨恨によるものか否かという相当因果関係を立証する必要があります。従ってそれぞれでの場面での目撃者や協力者を確保することが重要と考えられます。

**A5**

**解説**

運転者が第三者になる

職員が出張中において災害にあった場合は、一般的に公務災害になります。（出張中や赴任途中は，任命権者の直接の管理下からは離れていますが、いわば包括的に命令権限（拘束性）が及んでいるので、全行程に公務遂行性が認められます｡）

　公務災害にならないものとして明記しているものは

　（1）合理的な経路又は方法によらない経路にあたる場合

　（2）（1）に該当する以外の場合において，恣意的行為を行っているとき

　（3）出張先の宿泊施設が地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する住居としての性質を有するに至った場合において、当該宿泊施設内にあるとき又は当該宿泊施設と勤務場所との往復の途上にあるとき（往復の途上は．通勤災害の対象)の3つです。　〔 補償実施の手引 Ｐ､24〕　《補償事務の手引 Ｐ､141～142》

　出張中にあった事故は．旅行命令に沿っていれば交通手段に制限はないので上記（1）（2）（3）に該当するもの以外は公務災害の対象になります。

　よって本件の場合は、自家用車の命令も適正であり、合理的な経路を使用しているため、公務災害と　認定になります。

　また、自家用車の運転・便乗での認定上の違いはありません。

　用務終了後に事故にあった場合で、私的行為などを行っていたときは、その後の帰路を出張の再開とみるか職務終了とみるかは認定が難しく、目的・内容等でその度に検討していくこととなります。

運転者が第三者になる。

※参考

（第三者による災害と公務災害）

　第三者によって災害を受けた場合にも、要件が充たしていれば公務災害になります。

　この場合は当然第三者が損害賠償責任を負うため、公務災害による補償などと損害補償との調整が必要です。重複して補償などがないように調整します。

　（1）基金が補償などを行ったときは、被災職員が第三者に有していた損害賠償請求権を基金が　取得し、基金が第三者に賠償金の支払いを請求することになる。

　（2）被災職員が第三者から損害賠償を受けたときは、価額の限度で基金は補償の義務を免れる。

　（ただし、慰謝料・見舞金等精神的苦痛に対する損害賠償又は贈与などは除く。）

　〔補償実施の手引 Ｐ､165～166〕 《補償事務の手引 Ｐ､60～61》

合理的経路とは

　旅費計算基礎となった勤務場所～目的地間である。

　また．旅行命令によらない経路によった場合でも、

①公務の必要又は天災等やむを得ない事情により変更した経路

②慣習的な経路

③その他．その経路によったことが客観的に妥当と認める経路

　などにあたる場合は、合理的経路として取り扱って差し支えないとなっています。

〔補償実施の手引Ｐ､39、40〕《補償事務の手引Ｐ､142～143》

**A6**

**解説**

学校の代表といえども儀礼的な色彩が濃く、本件のような場合は私事に該当すると考えられるので、年休の扱いが妥当であり、当然公務災害には認定になりません。

また事務手続きの説明や休暇中の仕事の打合を行う場合は、出張とすることも可能です。

出張となるものは

①職員と職務上の連絡・打合を行う必要があり、郵便・電話等では対応ができないもの

②職員又は家族と退職に関する手続き等の連絡で、郵便・電話等では対応ができないもの

しかし、実際の手続き等は葬儀以前・葬儀後、または電話で行っているので、出張になるものはほとんどないと思われます。

※参考

　児童生徒の両親の死亡に対して．学校代表として出席する場合も同様に、学校代表といえども儀礼的な色彩が濃い場合は私事に該当します。ただし、児童生徒の両親などの死亡が、当該児童生徒に与える影響が大きく生徒指導の立場から訪問する場合には公務として扱うこともあり得ます。

**A7**

**解説**

　職務とは直接関わっていない業務についている場合については、職務遂行に伴う合理的行為中の負傷（職務付随行為又は職務随伴行為ともいう）に該当するものが公務上の災害として認定されます。

　自発的な掃除は、職務遂行に伴う合理的行為中の負傷の、公務達成のための善意行為にあたると考えられるため，本件の場合は公務災害と認定すると思われます。

※参考

　公務達成のための善意行為とは、担当外の職務に従事していたということのほかに、本来の担当者の不在、公務の急務性又は必然性や客観的情勢からみて、善良な職員であれば誰でもがそうするであろうと客観的に判断するものであることを要し、一般的には、慣例的に同僚の職務を援助する行為あるいは、本人の所属する組織体の業務の運営を阻害する状態を排除する行為など組織体の業務能率により深い関係を持つ行為がこれに該当します。また、善意行為であっても、公務上必要のない、いわゆる道義的立場からの善意行為にあたる場合などは原則として公務外となります。

　〔補償実施の手引 Ｐ､22〕 《補償事務の手引 Ｐ､139～140》

**A8**

**解説**

一般的に職務遂行上の事故は公務災害として認められます。

日直は公務と考えられますので、本件の場合は公務災害に認定となります。

　※参考

　職務遂行している場合とは

①法令上又は権限のある上司の命令により職員に割り当てられた職務に従事している場合

②地方公務員法第39条の規定による研修を受けている場合

③地方公務員法第42条の規定による職員のための健康診断を受けている場合

　〔補償実施の手引 Ｐ21〕 《補償事務の手引 Ｐ138》

　（地方公務員法）

　第39条　職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。

　第42条　地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。

また、以下の場合にも認定になります。

　○職務遂行に伴う合理的行為中の負傷

　〔補償実施の手引 Ｐ22〕 《補償事務の手引 Ｐ139》

　職務遂行に必要な準備行為又は後始末行為中の負傷

　〔補償実施の手引 Ｐ23〕 《補償事務の手引 Ｐ140》

**A9**

**解説**

職務命令によらない場合は、必要性があったかどうかによって異なります。

本件の場合、クラブ担当がいたので必要性はなく、公務上の災害と認めません。

事務職員がクラブ担当となっている、又は当クラブの担当者が不在でクラブを見る職員がいないため職務命令された場合にはこのかぎりではありません。

　これは事務職員に限ったことではなく、クラブ担当以外の教職員が参加した場合も同様です。

**A10**

**解説**

　休み時間は休憩時間であり、休憩中は給料に含まれていないので、公務とはなりません。

　しかし、休み時間中は職務遂行に伴う合理的行為中の業務待機中の行為にあたります。これは私的行為と認められるような場合が多いことから業務の中断とする考えもありますが、その行為が業務待機中としては著しく社会通念上を逸脱した行為でない限り、原則的には業務との関係は解消していないもの　として取り扱うため、本件の場合は公務災害として認定はされることもあります。

　〔補償実務の手引 Ｐ22〕 《補償事務の手引 Ｐ139》

参考

小学校ではこのようなことが考えられますが、中学生・高校生においては．小学生のように「一緒に遊ぼう」というようなことは考えにくいので、認定での考え方も小学校と中・高では異なることがあります。

**A11**

**解説**

通勤とは、「職員が勤務のため住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいい、公務の性質を有するものを除く。」となっています。また、公務災害扱いのレクリエーションや健康診断などへの参加のための往復行為が該当します。ほかに遅刻早退の時も通勤となっているので、本件は通勤に該当していると考えられます。

　往復経路を逸脱又は往復経路を中断した場合においては、当該逸脱又は中断の間及びその後の往復は「通勤」としないとなっていますが．病院等で診察を受けることは「日常生活上必要な行為であって総務省令で定めているもの」となっているので、当該逸脱又は中断の間に生じた災害を除き通勤災害になります。

　よって本件の場合は、通勤経路上で起こったものは認定されますが、病院に行くために経路をはずれた時、又は経路に戻る途中は逸脱となり、通勤災害には該当しません。

　ただし、病院に行く経路が本来の合理的経路に比較して距離的、時間的に代替性を有する場合には、通勤災害に該当することもあります。

　〔補償実施の手引 Ｐ､37～41〕 《補償事務の手引 Ｐ178～185》